

## 平成27年度 行政評価シート

### 1 取組の概要

取組名	予防事務手数料等の見直し		
取組の概要	防火管理講習修了証の再交付事務, 各種届出等に関する証明事務など, 予防事務のうち特定の者のためにする事務について, 手数料等として徴収することにより, 受益者の利便性の向上及び受益と負担の適正化を図るものである。		
取組の実施予定時期	平成28年度	所管部局	消防本部予防指導課

### 2 対象事業の概要

事業名	消防手数料徴収事務		
事業目的	地方自治法第228条第1項の規定に基づき, 消防に関し特定の者のためにする事務について手数料を徴収する。		
事業の実施根拠	地方自治法第228条第1項		
事業の開始時期	平成12年4月1日		
利用対象者	手数料を徴収する事務に係る申請者		
事業内容	危険物施設の許認可等に係る事務について手数料を徴収する。		
運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	(平成27年度の職員体制) 正職員 4人, 臨時職員 1人, 嘱託職員 人	
	<input type="checkbox"/> 指定管理又は委託	(委託等の内容) (平成27年度の職員体制) 正職員 人, 臨時職員 人	
料金制度	<input type="checkbox"/> 使用料 <input checked="" type="checkbox"/> 手数料 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他( )		
減免制度	「経済的困難があるとき。」その他の条例に定める事項に該当すると認めるときは, 手数料を免除することができる。		
類似施設 (民間の施設を含む)			
類似施設との違い			

※施設が複数個所に及ぶ場合は別に資料を作成してください。

3 対象事業の運営状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

経費の内容		人件費					
内訳	年度	H24年度 (決算)	H25年度 (決算)	H26年度 (決算見込)	H27年度 (予算)	備考	
	収入	危険物施設許可等申請手数料	4,601	5,350	5,305		7,492
	合計(A)	4,601	5,350	5,305	7,492		
支出	事業費	0	0	0	0		
	人件費	20,727	20,727	22,583	23,218		
	正職員	人工	2.7	2.7	3.0	3.1	
		金額	19,829	19,796	21,666	22,301	
	正職員以外	人工	0.8	0.8	0.8	0.8	
		金額	898	931	917	917	
	合計(B)	20,727	20,727	22,583	23,218		
差引(合計(A)-合計(B))		-16,126	-15,377	-17,278	-15,726		

※人件費(正職員分)は、平成24年度7,344千円、平成25年度7,332千円、平成26年度7,222千円、平成27年度は7,194千円で計算すること。

(2) 予防事務取扱状況等

取扱事務名等	年度	H24年度 (実績)		H25年度 (実績)		H26年度 (実績)		H27年度 (見込み)	
	処理時間(時間)	件数	手数料額(円)	件数	手数料額(円)	件数	手数料額(円)	件数	手数料額(円)
取扱事務名(手数料徴収実施分)	危険物施設の許認可等に係る事務	資料③のとおり	390	4,601,900	401	5,350,800	268	5,305,500	7,492,000

取扱事務名等	年度	H24年度 (実績)		H25年度 (実績)		H26年度 (実績)		H27年度 (見込み)	
	処理時間(時間)	件数	手数料額(円)	件数	手数料額(円)	件数	手数料額(円)	件数	手数料額(円)
取扱事務名(手数料徴収未実施分)	資料⑤のとおり								

(3)見直し, 改善等の経過

年度	内容
平成26年度	他市の状況調査
平成27年度	(予定)他市の状況調査の拡大・検討, 手数料化すべき事務の精査, 手数料等の金額の検討, 制度設計

4 取組に係る他市の状況

市名	状況
札幌市	①各種講習受講: 条例により手数料化(教材費別) ②講習の修了証の再交付申請: 条例により手数料化 ③その他の証明: 制度なし
函館市	①各種講習受講: 手数料なし(教材費別) ②講習の修了証の再交付申請: 手数料なし ③その他の証明: 制度なし
他の中核市, 政令市	資料④

※取組に係る他市の状況について, 札幌, 函館及び他の中核市1市の状況を記入してください。

5 評価等の結果

1次評価 (所管部局)	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の者のためにする事務であり, 受益者負担とすべきであること。</li> <li>・他市において手数料化している事例があること。</li> </ul>
行政評価懇談会 での主な意見		<p>&lt;対象事業等について&gt; なし</p> <p>&lt;見直しの取組について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内と市外の者に対して手数料額を分けて設定することは当然である。</li> <li>・講習の実施は諸証明書を発行する以上に手間が生じているほか, 目的を持って事業を行う企業等に対するものであり, 有料化は当然である。</li> <li>・市民が証明書の交付を受けようとするれば, 必ずといっていいほど料金がかかるので, それらと同様に有料化すべきである。</li> </ul>
2次評価 (行政評価 検討会議)	A	<p>特定の者に対する事務であるので, 他の事務と比較衡量しても一定程度の負担を求めることは妥当であり, 当該事務の有料化を早急に実現すること。</p> <p>なお, 有料化に際しては, 地域における旭川市の役割も踏まえ, 講習受講に当たっての地域要件を設けることも視野に入れて検討すること。</p>

評価区分 A(予定どおり推進), B(見直し), C(取組中止)

# 予防事務に係る受益と負担の適正化について

## 現状と課題

- 予防事務のうち、次のものについては、特定の者のためにする事務として、消防手数料条例に基づき手数料を徴収している。
  - ・ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（標準手数料令）に定めのあるもの
  - ・ 危険物製造所等の許可書等の再交付
  - ・ その他の証明（※範囲が不明確であり、徴収した例は確認できない。）
- 標準手数料令に定めのない予防事務であっても、特定の者のためにする事務については、受益と負担の適正化の観点から、手数料化について検討が必要である。（他都市における実例あり）



## 対応の考え方

- 受益と負担の適正化の観点から、次の事務については手数料等を徴収する方向で検討する。
  - ①各種講習に係る事務（受講手数料）
  - ②各種講習の修了証の再交付  
※書換は、原因が婚姻の場合が多いことから手数料化はしない方向
  - ③各種届出等の証明（届出がなされていることの証明）  
※現行は、情報公開制度上の手続により、届出書等の写しを交付している。
- 制度改正の手法
  - ①の事務  
手数料条例又は火災予防条例に新たに規定
  - ②の事務  
(案1) 手数料条例の改正により再交付に係る手数料を徴収する。  
(案2) 各種講習の修了を証明する事務に変え、その他の証明に位置付ける。
  - ③の事務
    - ・ 事務手続を規定化（火災予防規程）し、その他の証明に位置付ける。  
※②（案2）とともに、手数料条例第7条の委任規定に基づき、火災予防規則に、その他の証明の区分を定める。
    - ・ 証明書に加え、届出書等の写しの交付を求める場合には、実費を徴収するものとし、区分ごとの金額については、規則に定める。

（その他の勘案要素）  
危険物施設の許可書の再交付に際し、許可申請時に添付された図面等の関係書についても複写して交付しているが、手数料の積算要素に含まれていないため、当該費用の徴収について検討が必要である。

（案1）別途、情報公開制度に基づく手続によるものとする。  
（案2）危険物規則等の改正により、実費を徴収する。

## 平成26年度消防手数料収入実績(平成27年3月31日作成)

(件数:件)

(年 度)	許 可		完成検査	完成検査 前検査	仮貯蔵 仮取扱 仮使用	少 危 証明等	合 計
	設 置	変 更					
24	34	92	119	17	26	102	390
25	52	87	146	8	27	81	401
26	42	44	77	7	15	83	268

(金額:千円)

26	3,134.00	802.00	839.50	72.00	81.00	377.00	5,305.50
27(予算額)	5,387.70		1,316.50	646.00	76.80	65.00	7,492.00

来年度予算等

(金額:千円)

	25年度実績	26年度実績	27年度予算
許 可	3,084.0	3,936.0	5,387.7
完成検査	1,717.50	839.50	1,316.5
完成検査前検査	88.0	72.0	646.0
仮貯蔵・取扱・使用	145.8	81.0	76.8
少 危・証明等	315.5	377.0	65.0
合 計	5,350.80	5,305.50	7,492.00

実績と予算の比較

(金額:千円)

年 度	実 績	予 算
24	4,601.90	7,017
25	5,350.80	7,017
26	5,305.50	9,492

※ 平成26年度予算については千円未満切り捨て。

注) 本実績に掲げる各年度中の件数, 金額は, 許可・検査等各項目に係る手数料を徴収した実績であり, 実際に各年度中に行った許可・検査等の実績とは一致しない。

## 消防手数料事務

1

手数料名	区 分	処理に要 した時間 (分)	手数料金額
指定数量以上の危険物仮貯蔵又は取扱の承認		85	5,400
設置許可	製造所(指定数量の倍数が10以下)	620	39,000
設置許可	製造所(指定数量の倍数が10超50以下)	820	52,000
設置許可	製造所(指定数量の倍数が50超100以下)	1,035	66,000
設置許可	製造所(指定数量の倍数が100超200以下)	1,210	77,000
設置許可	製造所(指定数量の倍数が200超)	1,435	92,000
設置許可	屋内貯蔵所(指定数量の倍数が10以下)	325	20,000
設置許可	屋内貯蔵所(指定数量の倍数が10超50以下)	410	26,000
設置許可	屋内貯蔵所(指定数量の倍数が50超100以下)	610	39,000
設置許可	屋内貯蔵所(指定数量の倍数が100超200以下)	815	52,000
設置許可	屋内貯蔵所(指定数量の倍数が200超)	1,035	66,000
設置許可	屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(指定数量の倍数が100以下)	325	20,000
設置許可	屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(指定数量の倍数が100超10,000以下)	410	26,000
設置許可	屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(指定数量の倍数が10,000超)	610	39,000
設置許可	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	510	530,000
設置許可	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物最大数量1,000KI以上5,000KI未満)	615	830,000
設置許可	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物最大数量5,000KI以上10,000KI未満)	815	1,010,000
設置許可	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物最大数量10,000KI以上50,000KI未満)	965	1,120,000
設置許可	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物最大数量50,000KI以上100,000KI未満)	1,165	1,420,000
設置許可	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物最大数量100,000KI以上200,000KI未満)	1,365	1,660,000
設置許可	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物最大数量200,000KI以上300,000KI未満)	3,265	3,880,000
設置許可	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物最大数量300,000KI以上400,000KI未満)	4,265	5,100,000

## 消 防 手 数 料 事 務

2

手 数 料 名	区 分	処 理 に 要 し た 時 間 ( 分 )	手 数 料 金 額
設置許可	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物最大数量 400,000kl 以上)	5,265	6,290,000
設置許可	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所(危険物貯蔵最大数量 1,000kl 以上 5,000kl 未満)	1,085	1,130,000
設置許可	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所(危険物貯蔵最大数量 5,000kl 以上 10,000kl 未満)	1,165	1,340,000
設置許可	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所(危険物貯蔵最大数量 10,000kl 以上 50,000kl 未満)	1,225	1,500,000
設置許可	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所(危険物貯蔵最大数量 50,000kl 以上 100,000kl 未満)	1,565	1,830,000
設置許可	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所(危険物貯蔵最大数量 100,000kl 以上 200,000kl 未満)	1,865	2,140,000
設置許可	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所(危険物貯蔵最大数量 200,000kl 以上 300,000kl 未満)	3,565	4,350,000
設置許可	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所(危険物貯蔵最大数量 300,000kl 以上 400,000kl 未満)	4,765	5,570,000
設置許可	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所(危険物貯蔵最大数量 400,000kl 以上)	5,665	6,770,000
設置許可	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所(危険物貯蔵最大数量 400,000kl 未満)	4,765	5,750,000
設置許可	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所(危険物貯蔵最大数量 400,000kl 以上 500,000 未満)	6,065	7,250,000
設置許可	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所(危険物貯蔵最大数量 500,000kl 以上)	9,265	10,700,000
設置許可	屋内タンク貯蔵所	415	26,000
設置許可	地下タンク貯蔵所(指定数量の倍数が 100 以下)	415	26,000
設置許可	地下タンク貯蔵所(指定数量の倍数が 100 超)	615	39,000
設置許可	簡易タンク貯蔵所	215	13,000
設置許可	移動タンク貯蔵所(次(No455)に掲げる移動タンク貯蔵所を除く。)(積載式以外)	415	26,000
設置許可	積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所	615	39,000
設置許可	屋外貯蔵所	220	13,000
設置許可	給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)	875	52,000
設置許可	屋内給油取扱所	1,095	66,000
設置許可	第 1 種販売取扱所	410	26,000
設置許可	第 2 種販売取扱所	515	33,000
設置許可	移送取扱所(配管延長 15km 以下(最大圧力 0.95MPa 以上で配管延長 7km 以上除く。))	340	21,000
設置許可	移送取扱所(最大圧力 0.95Mpa 以上で配管延長 7km 以上 15km 以下)	1,375	87,000

## 消防手数料事務

3

手数料名	区 分	処理に要した時間(分)	手数料金額
設置許可	一般取扱所(指定数量の倍数が10以下)	610	39,000
設置許可	一般取扱所(指定数量の倍数が10超50以下)	815	52,000
設置許可	一般取扱所(指定数量の倍数が50超100以下)	1,035	66,000
設置許可	一般取扱所(指定数量の倍数が100超200以下)	1,215	77,000
設置許可	一般取扱所(指定数量の倍数が200超)	1,435	92,000
変更許可		135	各設置許可の金額の2分の1の額
設置許可の完成検査		135	各設置許可の金額の2分の1の額
変更許可の完成検査		135	各設置許可の金額の4分の1の額
仮使用承認		85	5,400
設置の許可に係る完成前検査	水張検査(容量10,000L以下のタンク)	86	6,000
設置の許可に係る完成前検査	水張検査(容量10,000L超1,000,000L以下のタンク)	164	11,000
設置の許可に係る完成前検査	水張検査(容量1,000,000L超2,000,000L以下のタンク)	227	15,000
設置の許可に係る完成前検査	水張検査(容量2,000,000L超のタンク)	298	15,000円に容量により4,400円を加えた額
設置の許可に係る完成前検査	水圧検査(容量600L以下のタンク)	86	6,000
設置の許可に係る完成前検査	水圧検査(容量600L超10,000L以下のタンク)	164	11,000
設置の許可に係る完成前検査	水圧検査(容量10,000L超20,000L以下のタンク)	227	15,000
設置の許可に係る完成前検査	水圧検査(容量20,000L超)	298	15,000円に容量により4,400円を加えた額
設置の許可に係る完成前検査	基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が1,000kl以上5,000kl未満)	338	410,000
設置の許可に係る完成前検査	基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が5,000kl以上10,000kl未満)	488	540,000
設置の許可に係る完成前検査	基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量10,000kl以上50,000kl未満)	588	700,000
設置の許可に係る完成前検査	基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量50,000kl以上100,000kl未満)	838	920,000
設置の許可に係る完成前検査	基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量100,000kl以上200,000kl未満)	938	1,040,000
設置の許可に係る完成前検査	基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量200,000kl以上300,000kl未満)	1,338	1,600,000
設置の許可に係る完成前検査	基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量300,000kl以上400,000kl未満)	1,538	1,820,000
設置の許可に係る完成前検査	基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量400,000kl以上)	1,838	2,030,000
設置の許可に係る完成前検査	溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量1,000kl以上5,000kl未満)	438	490,000
設置の許可に係る完成前検査	溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量5,000kl以上10,000kl未満)	538	630,000
設置の許可に係る完成前検査	溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量10,000kl以上50,000kl未満)	838	990,000



## 消防手数料事務

4

手数料名	区 分	処理に要した時間(分)	手数料金額
設置の許可に係る完成前検査	溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量 50,000kl 以上 100,000kl 未満)	1,138	1,310,000
設置の許可に係る完成前検査	溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量 100,000kl 以上 200,000kl 未満)	1,438	1,720,000
設置の許可に係る完成前検査	溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量 200,000kl 以上 300,000kl 未満)	2,638	3,320,000
設置の許可に係る完成前検査	溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量 300,000kl 以上 400,000kl 未満)	3,438	4,060,000
設置の許可に係る完成前検査	溶接部検査(特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量 400,000kl 以上)	3,938	4,650,000
設置の許可に係る完成前検査	岩盤タンク検査(屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量 400,000kl 未満)	8,138	9,100,000
設置の許可に係る完成前検査	岩盤タンク検査(屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量 400,000kl 以上 500,000kl 未満)	11,138	12,400,000
設置の許可に係る完成前検査	岩盤タンク検査(屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量 500,000kl 以上)	14,138	17,000,000
変更許可に係る完成前検査	水張検査	138	完成検査前検査と同額
変更許可に係る完成前検査	水圧検査	138	完成検査前検査と同額
変更許可に係る完成前検査	基礎・地盤検査	138	完成検査前検査の2分の1の額
変更許可に係る完成前検査	溶接部検査	138	完成検査前検査の2分の1の額
変更許可に係る完成前検査	岩盤タンク検査	138	完成検査前検査の2分の1の額
保安検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物の貯蔵最大数量が1,000kl 以上 5,000kl 未満)	278	310,000
保安検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物の貯蔵最大数量が 5,000kl 以上 10,000kl 未満)	278	430,000
保安検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物の貯蔵最大数量が 10,000kl 以上 50,000kl 未満)	278	720,000
保安検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物の貯蔵最大数量が 50,000kl 以上 100,000kl 未満)	278	960,000
保安検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物の貯蔵最大数量が 100,000kl 以上 200,000kl 未満)	278	1,210,000
保安検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物の貯蔵最大数量が 200,000kl 以上 300,000kl 未満)	278	2,950,000
保安検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物の貯蔵最大数量が 300,000kl 以上 400,000kl 未満)	278	3,620,000
保安検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)(危険物の貯蔵最大数量が 400,000kl 以上)	278	4,170,000
保安検査	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(危険物の貯蔵最大数量が1,000kl 以上 400,000kl 未満)	2,638	2,660,000
保安検査	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(危険物の貯蔵最大数量が 400,000kl 以上 500,000kl 未満)	2,638	3,190,000
保安検査	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(危険物の貯蔵最大数量が 500,000kl 以上)	4,138	4,790,000

## 消 防 手 数 料 事 務

5

手 数 料 名	区 分	処 理 に 要 した 時 間 (分)	手 数 料 金 額
保安検査	移送取扱所(最大圧力 0.95MPa 以上で配管延長 7km 以上 15km 以下)	1,098	70,000
保安検査	移送取扱所(配管延長 15km 超)	1,368	70,000 円に長さにより 17,000 円を加えた額
特定数量未満の危険物又は指定可燃物のタンク検査	水張検査	86	上記水張検査のタンクに容量に応じた額
特定数量未満の危険物又は指定可燃物のタンク検査	水圧検査	278	上記水圧検査のタンクに容量に応じた額
危険物製造所等の許可書等の再交付	完成検査済証の再交付	7	500
危険物製造所等の許可書等の再交付	設置許可書の再交付	7	500
危険物製造所等の許可書等の再交付	危険物タンク検査済証の再交付	7	500
その他の証明書(災害に関する照明を除く。)の交付		3	200

## 主要都市における手数料等の状況

## 1 中核市

消防本部名	確認方法	講習費用等の状況	修了証等再交付
1 那覇市	HP	手数料あり(那覇市消防手数料条例)	那覇市消防手数料条例(600円)
2 越谷市	予防課	受講料無料。テキストは購入してもらう。	越谷市手数料条例(200円)
3 大津市	HP	受講料無料。テキストは購入してもらう。	大津市手数料条例(300円)

## 2 政令指定都市

消防本部名	確認方法	講習費用等の状況	修了証等再交付
1 札幌市	HP	手数料あり(札幌市消防手数料条例)+教材費	消防手数料条例
2 仙台市	HP	仙台市防災安全協会	様式あり。郵送可
3 さいたま市	HP	さいたま市防火安全協会(日本防火・防災協会)	再交付申請書様式あり
4 千葉市	HP	講習費用(テキスト代金)	再交付申請書様式あり
5 横浜市	HP	手数料あり(横浜市火災予防条例第69条の2)	火災予防条例
6 川崎市	HP	日本防火・防災協会	消防手数料条例(300円)
7 相模原市	HP	日本防火・防災協会	記載なし
8 新潟市	HP	受講料詳細不明	無料
9 静岡市	HP	受講料詳細不明	無料
10 浜松市	HP	費用無料。テキスト代のみ	浜松市手数料条例(350円)
11 名古屋市	HP	手数料あり(名古屋市消防関係事務手数料条例)+資料費	修了証明願(手数料の記載なし)
12 京都市	HP	日本防火・防災協会	証明申請書発行。手数料(350円)
13 大阪市	HP	講習費用(テキスト代)	修了証明願。手数料あり。
14 堺市	HP	日本防火・防災協会	再交付手数料(500円)
15 神戸市	HP	日本防火・防災協会	発行手数料(無料)
16 岡山市	HP	日本防火・防災協会	再交付手数料(300円)
17 広島市	HP	費用:テキスト代のみ	記載なし
18 北九州市	HP	費用:テキスト代等 一般社団法人北九州市防災協会と局との連名開催	様式あり。手数料の記載なし
19 福岡市	HP	受講料 6,000円(テキスト込み)	再交付手数料(300円)
20 熊本市	HP	日本防火・防災協会	記載なし

## 各種講習の受講状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込み)
甲種防火管理新規講習	457	470	380	450
甲種防火管理再講習	78	72	63	80
防災管理新規講習	15	15	16	9
防災管理再講習	-	-	3	5

## 講習修了証の再交付・届出書等の情報公開請求等の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (6月1日現在)
講習修了証の再交付	56	53	33	14
届出書等の情報公開 (個人情報開示を含む。)	2	8	11	5

## 各種届出等事務の一覧（消防法関係を除く。）

	関係条項			様式名	根拠法規			備考
	条	項	号		関係法規名	条	項	
消防法施行規則様式	3(51)の8	1(1)		消防計画作成(変更)届出書	消防法(施行令)	8(48)	1(1)	
	3(51)の9	1(1)		防火(防災)管理者選任(解任)届出書	消防法	8(36)	2(1)	
	4	1		全体についての消防計画作成(変更)届出書	施行令	4の2	1	
	4の2	1		統括防火(防災)管理者選任(解任)届出書	消防法	8の2	4	
	4の2の8	2		防火対象物点検報告特例認定申請書	消防法	8の2の3	2	
	4の2の8	7		管理権原者変更届出書	消防法	8の2の3	5	
	4の2の15	2		自衛消防組織設置(変更)届出書	消防法	8の2の5	2	
	31の3	1		消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書	消防法	17の3の2		
	31の3	4		消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証	消防法	17の3の2		
	51の16	2		防災管理点検報告特例認定申請書	消防法	36	1	
	51の16	2		管理権原者変更届出書	消防法	36	1	
	旭川市火災予防規程様式	12	2		禁止行為解除承認申請書	火災予防条例	27	
14の2				火災予防上必要な業務に関する計画届出書	〃	58の3	2	
15		1		消防用設備等(認定特殊消防用設備等)の設置計画書届出書	〃	59	1	
15		2		消防設備等工事着手届出書	〃	59	2	
16		1		防火対象物使用開始届出書	〃	59の2	1	
16		2		防火対象物使用廃止(休止)届出書	〃	59の2	1	
16		3		防火対象物名称・権原者変更届出書	〃	59の2	2	
16の2		1		指定洞(とう)道等届出書(新規・変更)	〃	59の3		
17			1	炉・厨房設備・乾燥設備・ボイラー・温風暖房機・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・給湯湯沸設備・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書	〃	60		1~8の2
17			2	変電設備・燃料電池発電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書	〃	60		9~12
17			3	ネオン管灯設備設置届出書	〃	60		13
18		1	1	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為の届出書	〃	61	1	1
18		1	2	煙火打上・仕掛届出書	〃	61	1	2
18		1	3	催物開催届出書	〃	61	1	3
18		1	7	煙突掃除・取付・石油ストーブ等の分解掃除就業届出書	〃	61	1	7・8
18		1	8	少量危険物配管業届出書	〃	61	1	9
18		1	9	露店等の開設届出書	〃	61	1	10
18		2		消防設備業届出書	〃	61	2	
19		1	1	少量危険物貯蔵取扱(変更)届出書	〃	62	1	
19		1	2	指定可燃物貯蔵取扱(変更)届出書	〃	62	1	
19		2		少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱廃止届出書	〃	62	2	
19		3		水張・水圧検査申請書	〃	62	3	
20				旭川市消防手数料徴収免除申請書	消防手数料条例	6		
旭川市火災予防規程様式	6			意見書(液化石油ガス)	〃	—	—	
	12	1		防火管理講習等受講申請書	〃	—	—	
	16	1		防火管理者等修了証再交付申請書	〃	—	—	
	16	2		防火管理者等修了証書換申請書	〃	—	—	
	22の2	1		自衛消防訓練通知書	〃	—	—	
	30	2		消防用設備等基準適用除外申請書	〃	—	—	
	30の2	1		住宅用防災警報器等特例申請書	〃	—	—	
	64	1		防火対象物点検結果報告書	消防法	8の2の2		
	64	1		防災管理点検結果報告書	〃	36	1	
	64	1		消防設備等点検結果報告書	〃	17の3の3		
その他の申請届出				運動通報承認申請書	25年庁達第1号			
				運動通報変更(廃止)届出書	25年庁達第1号			
				火災通報装置設置届出書	25年庁達第2号			
				火災通報装置変更(廃止)届出書	25年庁達第2号			
				消防法令適合通知書交付申請書				
				表示マーク交付(更新)申請書	26年庁達第1号			

## 各種届出等事務の一覧（危険物関係）

	関係条項		様式名	根拠法規			備考	
	条	項		号	法規名	条		項
危険物の規制に関する規則	1の5	1	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書	消防法	9の3	1		
	4	1	危険物製造所等設置許可申請書	消防法	11	1	手数料	
	5	1	危険物製造所等変更許可申請書	消防法	11	1	手数料	
	5の2		危険物製造所等仮使用承認申請書	消防法	11	5	手数料	
	6	1	危険物製造所等完成検査申請書	消防法	11	5	手数料	
	6	3	危険物製造所等完成検査済証再交付申請書	令	8	4		
	6の4		危険物製造所等完成検査前検査申請書	消防法	11の2		手数料	
	7		危険物製造所等譲渡引渡届出書	消防法	11	6		
	7の3		危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出書	消防法	11の4			
	8		危険物製造所等廃止届出書	消防法	12の6			
	47の6		危険物保安統括管理者選任・解任届出書	消防法	12の7	2		
	48の3		危険物保安監督者選任・解任届出書	消防法	13	2		
	62		予防規程制定（変更）認可申請書	消防法	14の2	1		
	旭川市危険物の規制に関する規則	4		危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書	消防法	10	1	
		9・10		許可書・タンク検査済証再交付申請書	—	—	—	手数料
11		1	危険物施設保安員選任解任届出書	消防法	14			
11		2	危険物製造所等休止届出書	—	—	—		
11		3	危険物製造所等再使用届出書	—	—	—		
11		4	危険物製造所等内容変更届出書	—	—	—		
11		5	危険物製造所等管理者選任変更届出書	—	—	—		
11		6	危険物給油取扱所附随設備設置変更届出書	—	—	—		
11		7	危険物製造所等軽微な変更届出書	—	—	—		
11		8	火気使用工事届出書	—	—	—		
12		2	危険物製造所等事故報告書	—	—	—		